

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第六百三十三号

鳥取縣會計規則第二條の規定による左記廢を昭和二十四年八月十五日から廢止並びに指定した。

昭和二十四年八月十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

廢止 鳥取縣立開拓增產修練農場

指定

鳥取縣立經營傳習農場

昭和二十四年八月十五日
月曜日

本書ラノキサハ國定規格A五判

同西町二番地 同上
同二階町二丁目二番屋敷 同上

岡山縣勝田郡植月村植月中四〇四番地 鳥取市大工町頭四番地岡本育子方 高山きの 大正七年八月十八日 同
氣高郡日置谷村藏内一一番地ノ三 同西町三七八番地ノ一 山本君子 明治四十四年四月二日 同

◆鳥取縣告示第四百四十九号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のようて仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、建築主の住所氏名 鳥取市吉方三八六

田中繁治

一、建築物の位置 鳥取市吉方三八六番地

一、同 用途 店舗

一、同 構造 木造 鉄板葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 九、九二平方米

突出する部分 同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

教育委員會告示

◆鳥取縣教育委員會告示第四十一号

左記により鳥取縣教育委員會臨時会を招集する。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

一、日 時 昭和二十四年八月十三日午前十一時

一、場 所 鳥取市東町鳥取縣教育委員會委員室

一、附議事項 ト職員定数に関する件

鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第八十六号

鳥取縣立經營傳習農場規程を次のように定め公布の日から施行する。

昭和二十四年八月十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣立經營傳習農場

第一章 総則

第一條 鳥取縣立經營傳習農場（以下本場と称する）は総合的協同經營農場であつて文化豊かな近代農村の建設と新しい開拓農村の育成に資する爲有能な農業者にならうとする青年を收容し主として農場經營の実際的參加の方法により科学的農業技術、合理的農業經營の方法、改善された農村生活について傳習させると共

に合理的農業經營展示により農村えの經營技術の導入を図るを目的とする。

第二條 本場は第一條の目的を達成するために本科及び研究科をおき場生を入場させる。

第三條 本科の修業年限は二箇年とし毎年四月一日に始まり翌々年三月三十一日に終り農業に関する基礎教育を行ひ農家後継者の養成をなす。

第四條 研究科の修業年限は一箇年とし毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終り主として農業經營上の研究を行ひ農村中堅人の養成をなす。

第五條 前二條の外一般農民特に農村青年に対し隨時短期講習を行い、その時代において特に必要な農業技術、農業經營の方法、農業政策の普及を図る。

第六條 本場に入場しようとする者は左の資格を持つて

第二章 入場及び退場

第六條 本場に入場しようとすると者は左の資格を持つて

第七章 附則

鳥取縣公報 每週火曜日發行（休日ニ當ル） 号 昭和二十四年八月十五日 外 第三種郵便物認可

じるものとする。

一、本科生は新制中学校卒業者又はこれに準ずる者
二、研究科生は新制高等学校卒業者又は本場本科修了
者、其の他場長に於て最も適当と思われる年令十八

才以上二十五才以下の者

三、短期講習はそのつど場長がこれを定める。

第七條 前條各号の資格該當者であつて本場に入場を希望する者は別に定める様式の入場願書に左の書類を添えて指定する期限までに場長に提出するものとする。

一、戸籍抄本

二、履歴書

三、各學校長又は市町村長の推薦書

四、出身學校長の成績證明書

第八條 場長前條の願書を受理したときは人物考查、筆記試験及び身體検査を行つた上これを選衡決定して入場を許可する。

第九條 場生の募集に関する時期及び人員並に入場に関する必要事項はそのつど告示する。

のとする。但し縣において必要と認めた場合はその一部或は全部を補給することができる。

第十七條 場生であつて本場の課程を修了した者に対して修了証書を交付する。

第十八條 場長は必要に応じ場生に賞罰を加えることができる。

第四章 職 制

第十九條 本場に左の職員を置く。

場 長

若干名

事務吏員

若干名

技術吏員

若干名

嘱 託

若干名

第二十條 場長は場務を掌握し場員を指揮監督する。

第二十一條 職員は各々場長の命を受け場生の指導教育に從事し場務を分掌する。

第二十二條 場長事故あるときは上席職員がその職務を代行する。

助手は場長の命を受け場務を補佐する。

第二十四條 場長及び職員が縣外に出張しようするとときはその要件、出張地及び日程を添えて知事の認可を受けなければならない。

第二十五條 左の事項は場長において專決する。

一、職員の業務分担

二、職員の管内出張

三、職員の除服、出仕及賜暇

四、助手の任命及び解任

第二十六條 場長は毎年四月三十日までに前年度の業務功程を知事に報告しなければならない。

第二十七條 処務細則その他場内の諸規程の制定改廃は知事の承認を得て場長がこれを定める。

第五章 附 則

この規程施行當時の開拓増産修練農場本科生及び研究科生は第六條の規定にかゝらず經營傳習農場本科生及び研究科生となるものとする。

第十條 場生であつてやむを得ない事由により休場しようとする者は場長に休場願を提出しなければならない。休場一箇月以上にわたるときは退場を命ずることが出来る。

第十一條 場生であるてやむを得ない事由により退場しないとするときは退場願を場長に提出しなければならない。

第十二條 場長は場生がその本分に違反し改悛の見込がないと認めたときは退場を命ずることが出来る。

第十三條 本場における教科は次のようにする。

一、本科生は二箇年を通じ農業高等学校に準拠した農業科目を履修させる。

二、研究生は別に定める課程により履修させる。

第十四條 場生は総て寄宿舎に入り自給自足の生活のもとに農場經營の実踐研修を行うものとする。

第十五條 授業料はこれを徴收しない。

但し必要に応じ徴收することができる。

昭和二十一年三月鳥取縣令第十八號鳥取縣立開拓增產修練農場規則は廢止する。

鳥取縣公報

第二千三十七號 大同日

規則

◆鳥取縣規則第七十六號

鳥取縣肥料營業免許手數料徵收規則を次のように定める。

昭和二十四年八月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣肥料營業免許手數料徵收規則

第一條 肥料取締法第二條の規定に依る肥料營業の免許を受けた者はこの規則の定めるところにより手數料を納付しなければならない。

第二條 免許手數料は次に定める額とする。

一、肥料製造營業免許手數料 一件につき 壱千円
一、肥料輸入營業免許手數料 同 五百円

第三條 免許手數料は免許書の交付を受けたときこれを

附則

この規則は公布の日から施行する。

納入しなければならない。

告示

◆鳥取縣告示第四百四十二號

肥料取締法第二條の規定により八月十三日次の者に肥料製造營業を免許した。

昭和二十四年八月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

松江市榮町四五 三翼ペイント工業株式会社

◆鳥取縣告示第四百四十三號

東伯郡天神野耕地整理組合第十三区の換地処分について

鳥取縣公報 每週火金曜日發行(休日ニ當ル) 第二千三十七號 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣公報 每週

火金曜日發行(休日ニ當ル)

(昭和二十四年八月十六日)

(第三種郵便物認可)

一